

千葉県全国がん登録診療所指定要領

1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所の指定等の手続等について定めることを目的とする。

2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第6条第1項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の規定による届出を開始しようとする年の前年の10月末日までに「全国がん登録における指定申請書（様式1）」により申請する。

ただし、届出を開始しようとする年が平成28年である場合は、平成27年11月末日までに申請を行うものとする。

4 指定について

(1) 知事は、3による申請を受理した場合には、法第6条第2項の規定による診療所の指定を行い、「全国がん登録における指定通知書（様式2）」を発行する。

ただし、指定は各年1月1日付けで行うこととし、年途中には行わない。

(2) 指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の指定の辞退又は知事による指定の取消しが行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

5 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式3）」を提出する。

6 指定の取消し

知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき又は指定診療所が同項の規定による届出を行うことが不適當であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則 この要領は、平成27年10月1日から施行する。